

28日獣発第22号

平成28年4月18日

各地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

熊本大震災支援・救護活動等について

このたびの熊本県を中心とした地震に被災された地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧をお祈り申し上げます次第です。

日本獣医師会におきましては、平成28年4月16日に「日本獣医師会熊本大震災救援緊急対策本部」を設置し、第1回本部会議を4月18日に開催して今後の支援活動について協議し、被災構成獣医師、被災地方獣医師会、被災動物等に対する支援・救護活動（以下「支援・救護活動」という。）を下記のとおり実施することといたしましたので、貴会におかれては、災害対策等ご多用中のこととは存じますが、ご了知の上、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 義援金の募集

本会では、今回の熊本県を中心として発生した地震による災害

に対し、

①被災した本会構成獣医師への支援

②被災動物への獣医療の提供

等を速やかに実施し、支援・救護活動等の円滑な推進に資することを目的に、本会会員地方獣医師会及び構成獣医師に対し「熊本大震災動物救護活動等支援義援金(支援義援金)」を募集します。(別紙 公益社団法人 日本獣医師会「熊本大震災動物救護活動等支援義援金」募集要領 参照)

2 熊本県等に対する支援・救護活動

主に熊本県に対する支援・救護活動等の実施に当たっては、次の事項を含め対応してください。

- (1)熊本県以外の地方獣医師会にあつては、仮に被災した場合の被災状況(役員・構成獣医師の安否確認、動物病院の損壊状況、診療可否、現状の被災動物の受入れ頭数、受入れ可能頭数、避難所での同行避難頭数等)の報告体制・連絡網の確立を図っておくこと。
- (2)被災者の飼育動物に対する診療、保護預かりの申し出があつた場合は、可能であれば自治体運営の動物愛護管理センターでの対応を優先し、会員動物病院における対応は事情の許す範囲とすること。
- (3)熊本県等被災地から他県への避難動物の受入れ及び獣医療の提供に配慮すること。
- (4)被災飼い主等からの電話相談に(熊本県獣医師会等に代わつて)対応するため、熊本県獣医師会に電話相談窓口のリストを提供すること(九州地区のみ)。
- (5)熊本県獣医師会等から支援要請があつた場合には、可能な範

圏内で支援・協力を行うこと。

(6) 今後における支援・救護活動等に係る人的支援（候補者の選出）の準備を行うこと。

(7) (1)～(6)の対応を行った場合には、速やかに本会に報告すること。

3 熊本県内現地調査の実施

4月19日(火)～22日(金)の日程で、本会、東京都獣医師会等の役職員を現地に派遣し、被災状況（人及び施設）、必要となる支援・救護活動等について調査を行いますので、協力方お願いします。本調査結果に基づき、今後における人的・物的支援、救護活動等について検討の上、実施いたします。

本件内容のお問合せ先

日本獣医師会事務局：古賀、駒田、四宮、長野、中村

TEL 03-3475-1601

FAX 03-3475-1604

「熊本大震災動物救護活動等支援義援金」の募集

今回、未曾有の大災害となりました熊本大震災に被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い現地のライフラインの復旧と被災地の方々のご健康の維持・回復をお祈り申し上げます。

さて、被災地におきましては、県・市町村当局との連携・指導の下で、被災動物に対する診療の提供を含む動物の救護活動（以下「動物救護活動」という。）等が獣医師会（獣医師）により開始されたところであります。

日本獣医師会におきましては、国民生活の安全・安心を確保する上で重要なテーマとされる「人と動物との共存の理念」のもとに、この被災地等における「動物救護活動」等の円滑な推進を支援するため、公益社団法人日本獣医師会「熊本大震災動物救護活動等支援義援金」募集要領を別紙のとおり定め、募金活動を開始した次第です。

会員地方獣医師会、構成獣医師におかれましては、どうか前記の趣旨をお汲み取りいただき、募金につきましてご厚情及びご支援・ご協力をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

平成28年4月

公益社団法人 日本獣医師会

公益社団法人 日本獣医師会
「熊本大震災動物救護活動等支援義援金」
募 集 要 領

1 趣 旨

日本獣医師会は、会員地方獣医師会、構成獣医師等の支援・協力の下で、今回の未曾有の大災害に見舞われた中、自らが被災地において被災保護動物に対する診療の提供を含む動物の救護活動（以下「動物救護活動」という。）等に従事される方々の労に報い、「人と動物の共存」の理念の原点の一つとされる緊急災害時の動物救護活動等の円滑な推進を支援することを目的に「熊本大震災動物救護活動等支援義援金」を募集する。

2 義援金の名称

熊本大震災動物救護活動等支援義援金

3 募金の期間

平成28年4月から当分の間。（中間集計を5月末に行うが、募金の募集期間は、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえ決定する。）

4 義援金の募集と振込み（寄付）先

会員地方獣医師会は、前記1の趣旨を受け、構成獣医師等からの義援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた義援金（自らの拠出を含む。）を次の義援金振込口座に振り込むこととする。

【日本獣医師会「熊本大震災動物救護活動等支援義援金」振込口座】

*** 地方獣医師会へ紹介しています。**

5 義援金の使途

前記4により所定の義援金振込口座に入金された義援金は、今回の熊本大震災の発生に起因して行う動物救護活動等の推進確保と当該被災地の獣医療提供の復旧のための対策とともに、募金状況を踏まえて緊急災害時の動物救援活動の強化に充てる。

なお、義援金の配分は日本獣医師会において決定する。